

新型コロナウイルス感染症に係る質問票

令和 2 年 6 月 29 日	
問い合わせ内容	<p>通所・短期入所系の特例扱い（第12報）の取扱いに関する、ケアマネジャー側の対応について</p> <p>①特例扱いで算定するにあたっては、同意が得られたかどうかの確認の有無を支援経過記録に残す、という対応でよいか。</p> <p>②第12報「Ⅲ 留意事項」の「通所介護計画等と居宅サービス計画におけるサービス提供回数等との整合性を図ること」とは、居宅サービス計画書第6・7表の見直しが必要であることを指すと思われる（第13報 問3より）が、居宅サービス計画書第1～3表の見直しまでを必要とするものではない、という解釈でよいか。</p> <p>③上記6・7表の変更は、実際にはサービス事業所からの実績を基に、改めて提供票を差し替える、という手順でよいか。</p> <p>上記以外に必要な手順等がありましたら、ご教授いただければ幸いです。</p>
回答年月日	令和 2 年 7 月 2 日
回答者	長寿福祉課介護給付係
回答	<p>①貴見のとおり対応が良い。</p> <p>②貴見のとおり、居宅サービス計画書第6・7表の見直しは必要であるが、居宅サービス計画書第1～3表の見直しまでは求めている。</p> <p>③貴見のとおり手順が良い。</p>

新型コロナウイルス感染症に係る質問票

福島市介護支援専門員連絡協議会
新型コロナウイルス対策委員会

	令和 2 年 7 月 14 日		
問 い 合 わ せ 内 容	<p>①居宅のケアマネジャーが感染または濃厚接触者となった場合、所属事業所職員は2週間の自宅待機等となると思われるが、利用者のサービス調整等、必要に応じて自宅からの電話連絡という対応と想定してよいか。</p> <p>②また伏況によっては同一法人内のケアマネジャーが応援に入る、という対応も想定されるが、居宅に所属していないケアマネジャーの支援は可能なのか。</p> <p>③さらに法人内だけで対応できない場合、地域の居宅介護支援事業所と連携を図り、応援体制を取っていく、ということが必要になると思われるが、その場合の具体的な対応方法（例：居宅変更届を出して対応？）について。</p>		
回 答 年 月 日	令和2年7月17日	回答者	長寿福祉課 介護給付係
回 答	<p>①貴見のとおりに対応が良い。</p> <p>②同一法人内の居宅に所属していないケアマネジャーの支援も可能とする。 ※この場合、ケアマネジャーの異動に伴う変更届の必要はないが、有効期間が切れている職員は該当しない。</p> <p>③居宅変更届を提出していただく。 ※給付管理も考えると、利用者に相談・同意の上、居宅変更届を提出し、支援に入った居宅で対応することとなる。</p>		

新型コロナウイルス感染症に係る質問票

福島市介護支援専門員連絡協議会

新型コロナ対策委員会

令和 2 年 7 月 25 日	
問い合わせ内容	<p>7月23日に公表された、通所介護事業所の職員感染確認に関して 当日の利用者全員にPCR検査を行ったが、陰性となった場合、その後のサービス利用に関してどのような対応を取ったらいいか。 (陰性となってもなお2週間は接触を避けるなどの対応が必要かどうか)</p>
回答年月日	令和 2 年 7 月 25 日
回答者	福島市保健所
回答	<p>そもそも、利用者44名に関しては「濃厚接触者」の扱いとはしていないため、検査結果が「陰性」となった段階で、通常通りの感染防止対策（マスク着用、手指消毒、換気等）を行った上でサービス提供をして構わない。 あくまで、令和2年7月24日付「市内介護事業所における新型コロナウイルス感染症発生に伴う介護サービス継続のお願い」の通知に沿って、くれぐれも利用者に不利益が生じないような対応をお願いしたい。</p>

新型コロナウイルス感染症に係る質問票

福島市介護支援専門員連絡協議会
新型コロナウイルス対策委員会

問 い 合 わ せ 内 容	令和 2 年 7 月 24 日		
	<p>7月23日（金）、コロナ感染者が確認されました事業所の利用者様についての相談です。</p> <p>この利用者様は、認知症で一人暮らしをしているため、訪問介護を利用しています。今回のことで、訪問介護事業所に連絡したところ、検査の結果が出るまで今まで提供していた「身体1生活2」の提供はできないと返答がありました。支援者である妹にも相談したところ、毎日食事の世話はできないとのことでした。</p> <p>利用者様は、認知症があり自分で食事を確保することはできないため、再度、訪問介護事業所へ相談し、玄関先までお弁当を届け、ドア越しに声がけをし、安否を確認してもらうことでサービス提供をお願いしました。</p> <p>本日7月24日（金）より開始しています。</p> <p>コロナ感染関係でのやむを得ない対応ということで、介護保険サービス「生活支援」として取り扱いをよろしいでしょうか？</p> <p>（参考事項：利用者様のPCR検査は、土、日のいずれかで、保健所スタッフが本人宅を訪問し実施予定です。）</p>		
回答年月日	令和2年7月24日	回答者	長寿福祉課 介護給付係
回 答	<p>貴見のとおり生活支援対応で良い。算定は生活2(20～45分未満)となります。</p>		